

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和63年5月21日から平成6年5月末日まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、A社に昭和63年5月21日から継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚一人が、「申立人は昭和63年5月21日に正社員として入社した。」と回答しているところ、B社が、「申立期間当時の資料は残っておらず、当時の担当者も退職しているため、詳しいことは分からないが、正社員として勤務していた以上、申立期間の厚生年金保険料を本人から控除したと思われる。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の昭和63年7月の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は62年9月*日に法人設立されていることが確認できることから、同社は申立期間において、当時の厚生年

金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月21日から同年5月1日まで
私はB社からA社に異動した際、厚生年金保険の記録に空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元事業主の回答により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主から提出された賃金台帳及び同社の元事業主の回答から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間前の同年3月*日に法人設立されている上、元事業主も「設立当時の従業員は4人であった。」と回答していることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所

(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る昭和62年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月26日から同年11月1日まで

私がB社から関連会社であるA社に異動した際の厚生年金保険被保険者記録について、被保険者期間となっていない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された給与辞令及び同社の回答から、申立人がB社及びその関連会社のA社に継続して勤務し(平成9年10月26日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給与辞令及び申立人のA社における平成9年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成9年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 8342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年10月20日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月20日から同年12月1日まで
② 昭和43年2月から同年4月1日まで
③ 昭和47年5月1日から同年6月1日まで

申立期間①について、A社を辞めたのは昭和42年11月30日であったにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年10月20日となっているので記録を訂正してほしい。

申立期間②について、B社（現在は、C社）へ昭和43年2月に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年4月1日となっているので記録を訂正してほしい。

申立期間③について、B社を辞めたのは昭和47年5月31日であったにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年5月1日となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和42年10月20日から同年11月1日までについて、申立人から提出されたA社の給料支払明細書（同年8月分から同年11月分まで）から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年10月の標準報酬月額については、上記給料支払明細書（同年11月分）において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万4,000円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和42年11月1日から同年12月1日までについて、申立人は、「最終出勤日は、みぞれの降っていた昭和42年11月30日であり、それまではA社において厚生年金保険の被保険者であった。給料支払明細書を提出するので認めてほしい。」と主張しているところ、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、申立人は、同年10月11日から同年11月30日までの51日間について、労務不能のため健康保険による傷病手当金が給付されていることが確認できることから、申立人が同年11月30日まで、同社に在籍していた可能性は否定できないが、上記給料支払明細書により、同年11月分の給与の支給は無かったことが確認できる上、ほかに、申立期間①のうち、同年11月1日から同年12月1日までに係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料も見当たらない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間の勤務実態及び申立人の退社日に係る証言を得ることはできない。

さらに、A社は、既に解散している上、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、「昭和43年2月にB社の面接を受けて入社した。」と主張し、申し立てている。

しかしながら、C社は、当時の資料を保管しておらず、既に当時の事業主は他界していることから、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答している。

また、当該期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会をしても、申立人の当該期間の勤務についての証言が得られない。

さらに、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者原票によると、申立人の同社における資格取得日は、いずれの記録も昭和43年4月1日であることが確認でき、不自然な状況は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「B社を退社したのは昭和47年5月31日である。父の経営する店舗の売上帳に同日付けで私が退社したことが記載されているので認めてほしい。」と主張し、申し立てているところ、申立人の主張

するとおり、申立人から提出された申立人の父の経営する店舗の売上帳の1ページにおいて、昭和47年5月31日の日付に、申立人と考えられる漢字一文字及び退社の記載がある。

しかしながら、申立人は、当該売上帳には、申立人の申立期間①に係るA社の退社日及び申立期間②に係るB社の入社日についての記載は無いと回答していることから、当該売上帳に係る記載のみをもって、申立人の同社における退社年月日とすることはできない。

また、前述のとおりC社は、当時の資料を保管しておらず、既に当時の事業主は他界していることから、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて分からないと回答している上、当該期間にB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会をしても、申立人の当該期間の勤務について証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和47年4月30日とされており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年5月1日と符合する。

加えて、申立人は、昭和47年5月1日から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和42年11月1日から同年12月1日までの期間、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和42年11月1日から同年12月1日までの期間、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年7月から同年12月までは30万円、20年1月から同年5月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、34万円から38万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成20年6月から同年8月までは38万円、同年9月から22年8月までは36万円、同年9月から23年4月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月から20年5月まで
② 平成20年6月から23年4月まで

申立期間①及び②において、A社で勤務し、給与も同社から支給されていたが、申立期間①についてはB社で厚生年金保険の被保険者となっていた。

申立期間①及び②について、標準報酬月額記録が当時支給された給与より著しく低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された預金取引明細表（振込名は、A社）、申立人から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票及び課税庁から提出された21年度課税資料（共に支払者の名称は、A社）並びに申立人の前職であるC社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において、34万円から41万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円又は38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳、預金取引明細表、源泉徴収票、課税資料及びC社の回答において推認できる保険料控除額から、平成19年7月から同年12月までは30万円、20年1月から同年5月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無い。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月6日付けで9万8,000円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、上記賃金台帳及び預金取引明細表並びに課税庁から提出された平成21年度から23年度までの課税資料から判断すると、申立人は、当該期間において、41万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、34万円から38万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳、預金取引明細表及び課税資料において確認又は推認できる保険料控除額から、平成 20 年 6 月から同年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から 22 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月から 23 年 4 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3695

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年6月まで

私は、時期は覚えていないが国民年金加入手続を行った後、国の特別な措置により、国民年金保険料を納付していなかった期間の保険料が納付できるようになったことを知ったので、毎月納付している保険料にその分を上乗せして、私や夫が集金人に納付していた。何年か納付した後に集金人から「これで全未納分が納まった。」と言われたことを覚えているが、年金を受給してから申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

その後も何度か年金事務所等に問い合わせなどを行った結果、私の国民年金加入手続は昭和46年12月に行われ、特例納付制度により国民年金保険料を遡って納付していたことが分かり、A市役所とB年金事務所からは、特例納付の保険料は先に経過した月の分から順次行う前詰めであるとの説明を受けた。特例納付の保険料が前詰めで記録されるものであれば、被保険者となった36年4月からではなく、41年7月から納付済みとなっている私の年金記録は、正しいと言えないと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った後、毎月納付している国民年金保険料に申立期間の保険料を上乗せして、集金人に納付し、何年か納付した後に集金人から「これで全未納分が納まった。」と言われたことを覚えているとしている。しかし、i) オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和46年12月頃に行われたものと推認されるところ、この加入手続時期を基準とすると、当時行われていた第1回特例納付制度（実施期間：45年7月から47

年6月まで)が終了するまでの期間は半年程度となり、何年か納付したとする申立人の記憶と相違する上、申立人は納付金額については覚えていないとしていること、ii)申立人と共に申立期間の保険料を集金人に納付していたとする夫及び当該集金人は既に亡くなっていること、iii)A市では、特例納付に関する取扱いについては、資料が無いため不明であるとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が主張するとおり、国民年金保険料の特例納付は、制度上、先に経過した月の分から順次行うものとする規定されている(以下「前詰め」という。)ものの、日本年金機構C事務センターによると、前詰めと規定されているが、直近の未納期間の保険料から遡って納付する取扱い(以下「後詰め」という。)を行っていた可能性はあるとしている上、B年金事務所が保管する昭和47年6月30日付け国民年金保険料調査決定決議書の内訳書により、申立人は、申立期間直後の41年7月から42年6月までの保険料を47年6月30日に第1回特例納付により納付していることが確認できるところ、同内訳書に記載されている特例納付を行った他の被保険者の取扱いとしては、前詰めの記録のみならず後詰めの記録が相当数みられる。これらのことから、特例納付について、原則とは異なった取扱いも行われていたと考えられ、申立人の特例納付記録が前詰めとされていないことをもって、申立期間の保険料が納付されていたとまでは推認することはできない。

さらに、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から平成 2 年 9 月までの期間及び 3 年 1 月から 20 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から平成 2 年 9 月まで
② 平成 3 年 1 月から 20 年 2 月まで

私は、自営業を始めたのを契機として、昭和 58 年 2 月頃、A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は国民健康保険料と同様に金融機関で納付していたと思うが、ねんきん定期便によると、加入期間のうち、納付済みとなっているのは 3 か月だけである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、納付済期間のほかにも保険料を納付していたと思うので納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 2 月頃、A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと思うとしているものの、保険料の納付周期及び納付金額等の記憶は明確ではないことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 1 月 26 日に A 市 B 区役所において払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、昭和 58 年 2 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間のうち、同年 2 月から加入手続前の 63 年 12 月までの期間については、当時、国民年金に未加入であり、未加入者に納付書が送付されたとは考え難く、国民年金保険料を納付することはできな

かったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（平成元年1月）において、申立期間のうち、昭和58年2月から61年9月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することはできず、同年10月から63年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立人が当該期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、前述の加入手続時期（平成元年1月）を基準とすると、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成2年9月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料については、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することは可能であった。しかしながら、i) 前述のとおり、申立人は金融機関で保険料を納付したとするのみで保険料の納付状況の詳細は不明であること、ii) 当該期間は、236月と長期に及ぶ上、特に9年1月からは基礎年金番号制度が導入され、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んだことにより、記録漏れ、記録誤り等が生ずるとは考え難いこと、iii) A市の国民年金被保険者名簿で確認できる昭和63年4月から平成12年3月までの保険料も、2年10月から同年12月までの保険料を除き未納とされており、オンライン記録との食い違いは無いことから、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成2年9月までの期間及び申立期間②の保険料については納付されなかったものと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 11 月 6 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月 5 日から同年 11 月 5 日までにおいてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、商業登記簿謄本により、平成 12 年 12 月 * 日に解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、後継事業主は、「申立人がA社で働いていたのは覚えているが、申立期間当時の資料は無く、申立人の詳細な勤務期間や保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚 3 人のうち 1 人は、「申立人を覚えているが、申立人の詳細な勤務期間は分からない。また、私は申立期間においてA社に勤務していたが、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と回答しており、残る 2 人については、回答が得られない又は当人を特定できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年頃から25年頃まで
② 昭和30年頃から31年頃まで
③ 昭和32年頃
④ 昭和33年頃
⑤ 昭和34年頃
⑥ 昭和34年頃
⑦ 昭和34年頃から36年頃まで
⑧ 昭和36年頃から37年頃まで
⑨ 昭和37年頃から38年頃まで

申立期間①、②及び⑦についてはA事業所で勤務していた。事業主及び同僚を記憶している。申立期間③から⑥までについては、B県で4か所の事業所（C事業所、D事業所、E事業所、F事業所）でアルバイトや助手として勤務した。また、申立期間⑧及び⑨についても、G事業所及びH事業所で一緒に勤務していた同僚を記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び⑦について、当該期間に申立人が勤務していたとするA事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人が記憶している同事業所の事業主は死亡しており、また、同僚についても、死亡、連絡先不明又は聴取拒否のため、証言を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③から⑥までについて、申立人が勤務していたとする事業所（申立期間③はC事業所、申立期間④はD事業所、申立期間⑤はE事業所、申立期間

⑥はF事業所)が当該期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、C事業所、E事業所及びF事業所に係る事業主及び同僚を記憶していない上、D事業所については、事業主の姓のみを記憶しているため、同人を特定できないほか、同事業所の同僚を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間⑧及び⑨について、申立人が勤務していたとする事業所(申立期間⑧はG事業所、申立期間⑨はH事業所)が当該期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、これらの事業所について、事業主の姓のみを記憶しているため、いずれの事業主についても同人を特定できないほか、同僚についても、姓のみを記憶しており、同人を特定できない又は死亡しているため、証言を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月から 34 年 1 月まで
② 昭和 34 年 11 月から 35 年 1 月まで
③ 昭和 39 年 7 月から 40 年 5 月まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、その前後の月より低い額となっているが、A社の勤務期間において給与が下がったことは無いので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は、「当時の給与体系は、本給、過勤手当及び通勤定期代のみであった。」と回答しているところ、当該期間における標準報酬月額は、同社から提出された申立人に係る人事原簿に記載された本給よりなお高額である。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、それぞれの申立期間の始期である昭和33年11月及び34年11月に、その等級が前月より3等級又は2等級下げられているものの、29年4月1日から33年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の記録では、同年11月に標準報酬月額が改定されている被保険者5人全員及び34年11月に改定されている被保険者5人のうち2人の標準報酬月額が、前月より2等級以上下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額の推移が同僚と比較して不自然であるとは言えない。

さらに、A社は、「申立期間①及び②における申立人の保険料控除に係る資料を保管していない。」と回答している。

申立期間③について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当該期間の始期である昭和39年7月にその等級が前月より2等級下げられてい

ることが確認できるものの、上記人事原簿により、当該期間のうち、同年7月から40年3月までの本給は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、A社は、「申立人の職種の場合は、通常、残業手当が支給されているが、出張の期間は支給されず、給与とは別に出張手当を支給していた。出張手当は標準報酬月額を算定する報酬額に含めていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和39年7月に改定された標準報酬月額の算定月となる同年4月から6月までB県に出張していたと述べているところ、当該期間においては、出張手当が支給され、この額を給与に含まずに標準報酬月額が算定されていたことがうかがえ、A社の回答と符合する。

加えて、A社は、「申立期間③の申立人の保険料控除に係る資料を保管していない。」と回答している。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年頃から 60 年 9 月 24 日まで
② 昭和 60 年 11 月 8 日から 62 年 1 月 19 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 8 日から同年 8 月頃まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除しておいて、社会保険事務所（当時）に保険料を納めていないのが原因だと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の詳細な勤務期間や保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A社の元事業主は、「従業員によっては、厚生年金保険に入れていなかった者もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げる同社の同僚のうち二人は、同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間①当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②及び③について、A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当時の資料は無く、申立人の勤務期間は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②及び③における勤務実

態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人はA社において昭和 62 年 1 月 19 日に資格を取得し、同年 4 月 8 日に離職しているとされており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日から同年 9 月 19 日まで
私は、A社に社員として勤務し、給料から社会保険料を徴収されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人から提出されたA社に係る採用証明書、離職証明書及び「9月度個人別勤務明細表」により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立人は試用期間中に退職したため、厚生年金保険被保険者の資格取得手続をしておらず、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している上、課税庁から提出された申立人の平成15年分給与支払報告書（個人別明細書）に記載されている同社に係る社会保険料等の金額は、当該給与支払報告書に記載されている給与・賞与の支払金額及び申立期間当時の雇用保険率から判断すると、雇用保険料であると考えられることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月頃から 33 年 12 月頃まで
私は、昭和 32 年 11 月頃から 33 年 12 月頃まで A 事業所（現在は、B 社）で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「当社が保管している雇用保険の資格取得届及び資格喪失届の控えによると、申立人は昭和 33 年 2 月 1 日に資格取得、同年 9 月 4 日に離職となっている。」と回答していることから判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 33 年 2 月 1 日から同年 9 月 4 日までにおいて、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が自身と同じ職種として名前を挙げる同僚は、「申立人を知らない。」と回答している上、申立人が自身と異なる職種として名前を挙げる同僚 5 人から、申立人の申立期間における詳しい勤務実態について証言を得られない。

また、B 社は、「当時の事業主及び担当者は死亡しているため社会保険の取扱いは不明である。当社が保管している厚生年金保険の資格取得届、資格喪失届及び算定基礎届の控えに、申立人の氏名が記されていないことからすると、申立人に係る厚生年金保険の届出は行っていない。申立期間当時の関連資料が残っていないため、厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答している。

さらに、B 社は、「履歴書又は雇用保険の届の控えから、A 事業所で勤務していたと考えられる従業員のうち、厚生年金保険に加入していない従業員が複数いる。」と回答している。

加えて、A事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年3月15日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年1月16日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 12 月 5 日まで

私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間のほかB事業所での厚生年金保険被保険者期間を含む脱退手当金が請求され、昭和 35 年 1 月 19 日に当該期間に係る脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、当該期間の脱退手当金の支給決定日は、当該回答日に近接する同年 3 月 16 日である。なお、同事業所での被保険者期間については、平成 25 年 11 月 6 日に日本年金機構において脱退手当金未請求期間とする補正処理が行われ、現在は、被保険者期間となっている。

上記脱退手当金の支給決定日当時は、通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、平成 6 年 3 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。